

訴 状

2019年11月1日

釧路地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士	市	川	守	弘
弁護士	毛	利		節
弁護士	難	波	徹	基
弁護士	木	場	知	則
弁護士	今	橋		直
弁護士	皆	川	洋	美
弁護士	荒	井		剛
弁護士	今		重	一
弁護士	今		瞭	美
弁護士	岡	澤	史	人
弁護士	吉	田	翔	太
弁護士	伊	藤	啓	太
弁護士	猪	原	健	弘
弁護士	芥	藤	道	俊
弁護士	長	谷	川	亮
弁護士	山	口	耕	司
弁護士	高	畑	哲	也

〒089-5621 北海道十勝郡浦幌町北町 8-1 浦幌町保健福祉センター内

原 告 浦幌アイヌ協会

代表者会長 差間 正樹

原告代理人の表示

代理人目録記載のとおり

〒113-0033 東京都文京区本郷七丁目3番1号

被 告 国立大学法人東京大学

代表者学長 五 神 真

遺骨返還等請求事件

訴訟物の価格

貼用印紙

送達費用

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は原告に対し、別紙遺骨目録記載の番号1から番号6の遺骨及び番号6の遺骨の副葬品を返還せよ
 - 2 被告は原告に対し、金50万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに2項、3項について仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告は、北海道十勝郡浦幌町内に居住・就業するアイヌで構成される団体であり、現在の構成員のほとんどは浦幌町の十勝川沿い及びその周辺に存在

していた複数のアイヌ集団(コタンと称されていた)の構成員の子孫である。
本件で問題となるかつてのコタンは、^{あいうし}愛牛コタン及び^{とかちぶと}十勝太コタンであり、
いずれもかつての構成員の子孫が原告の構成員となっている。なお、団体と
しては権利能力なき社団である(甲第1号証・議事録別紙の議案書)。

2 被告は、国立大学法人であり、かつての名称は東京帝国大学であった。後
記するように、東京帝国大学の解剖学教授であった^{こがねいよしきよ}小金井良精が5体のアイ
ヌ遺骨を、また東京大学教授の渡辺仁が1体のアイヌ遺骨を、それぞれ発掘
し、これら発掘された6体の遺骨は被告が現在保有している。さらに、渡辺
仁は太刀等の副葬品を遺骨とともに発掘し、これらの副葬品も同じく被告が
現在保有している。以下、この6体の遺骨及びその副葬品を、「本件遺骨等」
という。

なお、東京大学の名称であるが、明治10年(1877年)に、法、文、理、医
を統合した「東京大学」が生まれたものの、明治19年(1886年)に、帝国大
学令が發布され、法、文、理、医、工の5つの分科大学からなる帝国大学
が誕生し、東京帝国大学と称されるようになった。さらに、戦後東京大学
と名称を変更した。

第2 被告の遺骨保有の経過

1 小金井良精発掘に係る遺骨について

(1) 東京帝国大学の小金井良精(以下「小金井」という)の研究

小金井は明治13年(1880年)、東京大学医学部(当時)を首席で卒業後、
ドイツに留学し、ベルリン大学で解剖学を修めた。明治18年(1885年)に帰

国し、「東京大学」講師に就任後、帝国大学になると帝国大学医科分科大学の教授に就任した。

小金井の専門分野は解剖学であったが、人の頭骨測定に学問的関心を持っていた。当時、欧米では頭骨計測学という分野が存在し、頭骨の容積、長さ、幅など多数の項目について計測し、人種ごとの平均値を求めて、各人種の特徴を明らかにしようとしていた。小金井はアイヌの頭骨計測を基に、1894年(明治27年)帝国大学紀要にドイツ語論文を発表している。この多数の項目(小金井のアイヌ頭骨測定では42項目)の計測データをもとにアイヌ頭骨の全体の平均値を求めるためには、より多くのアイヌ頭骨を必要とした。そのために、小金井は多くのアイヌ遺骨の発掘を行い、頭骨の収集及びそれらの頭骨の計測に努めていたのである。ちなみに、小金井は「アイヌ」の表記を当時一般に使用されていた「アイノ」と表記している(以上は甲第2号証「学問の暴力」32ページから42ページ)。

小金井の遺骨発掘のための北海道旅行は2回あるが、本件に関するものは1888年(明治21年)7月から8月にかけての遺骨発掘旅行である。

(2) 別紙遺骨目録記載の番号1から番号6の遺骨の発掘

小金井は、この旅行中の1888年7月12日から8月29日にかけて北海道内から70個以上のアイヌ頭骨を発掘したとされている。このうち、8月17日に発掘した遺骨5体が別紙遺骨目録記載の番号1から番号5までの遺骨である(甲第3号証「新版 学問の暴力」)。

発掘の様子は、平成28年12月25日発行の「小金井良精日記 明治編1883～1899」に記載されているので、以下この日記の該当箇所を抜粋する(甲第4号証「小金井良精日記明治編」、228ページ～229ページ)。

「八月十七日 金 晴

午前病院長田中徹三子及釧路郡書記石沢伊三郎子大津出張中に付同道し村南に行きて墓所々在を索む 田中氏より通洞近傍にも土人墳墓ありと・・・(中略)・・・墓所二ヶ所を捜し得る 是よりこびと穴二個あるを索むれど不得

又た十勝川を渡りても数個ありと、帰り午食す 午後二時田中氏同道にて午前の墓二ヶ所を発掘す、空しく帰る

是より石沢氏同道にて町北二十町許隔てる字「ウツナイ」に到り墓五個を発掘す、土人骨五具を得る、其内四個は明治七年四月本船へ荷物積入の際舁転覆し溺死せしものなり、一具は是より古きものなり、四個は男子なり、一個も同じく男子ならん（下線は代理人）（中略）

同墓を漸く終り、之を肩にして九時頃帰宿、晩食し病院に行て荷造をなす石油箱五個となる」

以上の日記の記述からは、小金井は大津病院病院長の田中徹三と、たまたま大津出張中であった釧路郡書記官石沢伊三郎とともに、発掘作業を行っていたが、まず下見を行い（「索む（もとむ）」と表現している）、その後発掘を行っていることがわかる。別紙遺骨目録記載の番号1から番号5の遺骨は、「ウツナイ」という場所で石沢とともに発掘し、夜9時に宿泊先に帰り、遺骨を石油箱に詰めて荷造りをしたアイヌ遺骨ということになる。

また、甲第5号証によって被告が認めるところからは「個人特定の可否」欄記載のとおり「否」となっており、氏名は不詳の遺骨ということである。

(3) 発掘場所の特定

ア 小金井は、1888年8月16日に十勝川右岸河口にある大津に到着し、この三影末太郎方に投宿した（甲4、228ページ）。したがって、日記にある「町北」とある町は大津（当時は大津村）を指していることが分かる。

当時の十勝川は下流域で二つに分流しており、左岸側を大津川、右岸側を十勝川と称していたが、現在は左岸側が十勝川、右岸側が浦幌十勝川と称している。大津は左岸側の大津川河口に位置する。ただ、小金井は大津川も十勝川と称していたようである。

次に、「町北 20 町許隔てる」「字ウツナイ」にアイヌ墓地が存在していた。当時、1町は60間とされ、1間は6尺とされていた。したがって、1尺を33センチメートルとすると、20町は約2.4キロメートルになる。

そこで当時の大津村内中心地から真北に2.4キロメートルの地点は、ウツナイ川の北に位置している場所であることがわかる（甲9）。

この字ウツナイという場所は、当時は大津村の行政区に入っていた。そこで、東京大学からの開示文書である「大学等におけるアイヌの人骨の保管状況に関する調査 調査表」（甲5）も「十勝国大津ウツナイ」とされている。

しかし、1900年(明治33年)に、発掘場所は大津村から別れ、愛牛村となり、愛牛村は1906年(明治39年)に生剛村と合して生剛村と称されるようになった。生剛村は1912年(明治45年)浦幌村と改称され、1954年(昭和29年)に浦幌町となった（甲第6号証「浦幌町史」）。

つまり、「大津字ウツナイ」は、1888年当時、愛牛という名のアイヌの集落場所及びその周辺であったが、表記としては大津村であったことがわかる。そして浦幌村を經由して現在は浦幌町愛牛及び豊北の区域に属することになる（甲7・浦幌町史の地図）。

イ 当時の発掘場所はウツナイ川の北側であり、大津川と十勝川（現在の十勝川と浦幌十勝川）に挟まれた地域で、大津川（現在の十勝川）沿いには愛牛地域のアイヌの集落が存在していた。したがって、発掘された遺骨は愛牛コタンの構成員の遺骨の可能性が高い。なぜなら発掘場所周辺にあるコタンでは愛牛コタンが最も近いからである（甲 8）。

2 渡辺仁発掘に係る遺骨について

(1) 開示文書による特定

原告代理人は、渡辺仁教授による発掘について詳細な事情を確認すべく被告に発掘に係る野帳などの基礎資料の開示請求をしたものの、行政文書としては甲第 5 号証の「大学等におけるアイヌの人骨の保管状況に関する調査 調査表」だけであると被告は回答した。そこで、この調査表（3 枚目）から判明する事実を挙げると以下のとおりである。

発掘主体は、被告大学の渡辺仁である。発掘時期は 1965 年、発掘目的は研究のための遺骨の収集であった。発掘場所は十勝郡浦幌町十勝太の墓地である。性別は不明の成人の遺骨であり、氏名は不詳の遺骨ということである。渡辺仁の研究目的は記載されていないが、小金井の頭骨計測学というよりも人類学、特に形質人類学の分野と思われる。

また、渡辺仁は副葬品として太刀、キセル、木製品、クギなどがあり、これら副葬品被告が保管している。

(2) 発掘場所

十勝太のアイヌ墓地は、古くから一つの場所が知られている。十勝太という地域は十勝川（現在の浦幌十勝川）左岸の河口に位置しており、江戸時代からアイヌの集落であるコタンが存在していた。この集落の北側に丘陵地が広がり、丘陵地には縄文遺跡、擦文遺跡群が存在する。十勝太コタンのアイヌたちは少

なくとも江戸時代からこの丘陵地を墓地として利用していた(甲 9)。2019 年 8 月に浦幌町立博物館から原告に返還された遺骨は、この遺跡群(若月遺跡)の中に、近世の江戸時代において埋葬されたアイヌ遺骨であったため、原告に返還されたものである。

また、2019 年 8 月に札幌医科大学から返還された遺骨も、この丘陵地の墓地の近くを道路拡張工事していた際に発見された遺骨であった。

被告が保管する渡辺仁が発掘した遺骨も、十勝太からの発掘である以上、このアイヌ墓地から発掘されたものである。

第 3 返還請求権の法的根拠

1 コタンという集団の遺骨管理権限(先住権としての遺骨管理権限)

本件と同様のアイヌ遺骨返還請求事件は被告を北海道大学等として札幌地方裁判所に複数の事件が係属していた。原告の遺骨返還請求事件は北海道大学および札幌医科大学を被告として 2 件係属していたが、いずれも原告に遺骨を返還する内容の和解が成立し、合計 90 体ほどの遺骨が返還されている。これらの事件の際に被告であった訴外北海道大学が主張していた法的主張は、遺骨の所有権は祭祀承継者にのみ属し(民法 897 条 1 項、最高裁判決平成元年 7 月 18 日、家月 41 卷 10 号 128 頁)、相続関係が明らかな祭祀承継者以外の集団には遺骨の所有権がないから、かかる当事者に対して返還義務を負わない、とするものであった。したがって、訴外北海道大学の主張からすれば、氏名が特定している遺骨に関しては祭祀承継者のみが返還を受ける権利を有し、氏名が特定されていない遺骨に関しては祭祀承継者が不明であって誰も返還を受ける権限はない、ということになる。

これに対する原告の主張は次のようなものであった。この主張は本件においても主位的請求原因として主張するものである。

- (1) 上記民法及び最高裁の判断は、古くからの和人の伝統的、社会的慣習（家制度を中心とする観念）によるものであって、アイヌの伝統的、社会的慣習とは全く異なるものである。

すなわち、アイヌは、そもそも遺骨が「所有権の対象」という考えはなく、したがってまた相続の対象ではなく、このような相続関係を基本とする「家」という制度がなかった。

- (2) アイヌの場合は死者が出た場合、コタンという集団が葬儀、埋葬を行うが、埋葬場所は、特定の家の「墓穴」「墓区」「墓所」があるわけではないので、たとえばAが所属する家系の墓の隣にBが所属する家系の死者が埋葬され、またその隣にはAが所属する家系の死者が埋葬されるというもので、和人のように家ごとに特定の墓所があり先祖代々その家系の者はその墓所に埋葬される、ということにはなかった。墓地は、コタン近くの山腹、川を越えたところ等の少し離れた場所に造り、コタンの構成員を埋葬していた。死者を埋葬する際には、頭部付近に「クワ」と称する木製（ほとんどの場合ハシドイ（ライラックの種類）の木）の墓標を立て、埋葬後はそのまま後ろを振り向かず墓地を立ち去り、その後は決して墓参りはしない。墓標は朽ちるにまかせ、死者の慰霊は、各コタンという集団の集落内で、当該集団構成員の死者に対して行っていた。墓参りはしないという規律は、安らかに眠る死者の魂をかき乱してはならない、という意味があるようである。（以上は甲第10号証・アイヌ民族誌）

つまり、アイヌの慣習からすれば、遺骨はコタンが、「墓参りはしない」という厳しい規律の下で管理し、慰霊などの祭祀はコタンという集団が行

っていたのである。このことから、家制度を基礎とする祭祀承継者という概念とその観念をアイヌに適用することは、異なる文化・風習・宗教を押し付けるもので、現代における同化政策そのものなのである。

- (3) このようにアイヌコタンという集団の遺骨管理権限は、明治になるまで、コタンという集団が保持していたことは歴史学、文化人類学等の研究によって明らかにされている。これらのコタンはイオルと称される排他的支配領域を有し、このイオル内で、独占的漁業権、狩猟権、採取権等々の権限を有していた。遺骨管理権はこのようなコタンと呼ばれる集団の独占的権限の一つであり、法的には先住権 (aboriginal title) と表現されている権限の一つである。この点、国連先住民族の権利に関する宣言 (以下、「国連先住民族宣言」という) 第 12 条 1 項も「先住民族は、自らの精神的及び宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、その宗教的及び文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀式用具を使用し管理する権利を有し、遺骨の返還に対する権利を有する。」と定めている (なお、この規定では集団 (indigenous peoples) の権利であり個人(indigenous individuals)の権利ではないとされている)。
- (4) 本件において返還を求めている番号 1 ないし番号 5 の遺骨は、以上の歴史的事実からすれば、ウツナイ近郊のアイヌ集団であった愛牛コタンが遺骨管理権を有し、番号 6 の遺骨は十勝太コタンが遺骨管理権を有していたものであった。また、番号 6 の副葬品は、当該遺骨のために副葬されたものであり、遺骨と一体となるものである。

(5) 原告の地位

原告は、浦幌町内に居住するアイヌをもって基本的に構成されるアイヌの団体である。原告の構成員は、先祖が愛牛、十勝太、浦幌市内の静内、

厚内等、かつてから浦幌町内に存在した複数のアイヌコタンである集団の構成員の子孫である。

したがって、かつての愛牛コタンや十勝太コタンが有していた集団の権限を当時の構成員の子孫として引き継いでおり、本件での愛牛コタン及び十勝太コタンの遺骨管理権限を受け継いでいる唯一の集団なのである。よって、原告は、先住権に基づく遺骨及び副葬品の管理権限及び遺骨等の返還請求権を有している。

2 慣習法としてのアイヌの遺骨管理権限（予備的請求原因・その1）

仮に上記先住権の主張が容れられないとした場合にも、前記のように、アイヌの死者、遺骨に対する観念、及び慰霊に関する慣習は、民法の規定とは全くかけ離れている。そこでは、家制度の下で各家の墳墓、遺骨を当該家の者一人のみが引継ぎ、先祖の慰霊行為を行うことを前提とする民法 897 条 1 項や遺骨所有権に関する最高裁判決が全く当てはまらないことを意味している。

アイヌにとって、アイヌの慣習に従った遺骨の管理は、民法 92 条によってアイヌの慣習によって決定されるものであり、その結果、アイヌの集団である原告が本件遺骨の管理権限を有していると解することができるのである。したがって、アイヌの慣習をやむを得ず我が国の法制度や司法判断に組み入れるとすれば、この民法 92 条が根拠となるから、これを予備的請求原因として主張する。

3 集団としての祭祀承継者（予備的請求原因・その2）

- (1) 上記1及び2の遺骨管理権限が、仮に容れられない場合を考慮して、これら主位的請求原因及び予備的請求原因その1とは別に、日本民法上でも、

祭祀承継者として原告が遺骨の返還請求権を有することを予備的請求原因その2として主張することにする。

- (2) 最高裁平成元年7月18日判決では、遺骨は「慣習に従って祭祀を主宰すべき者に帰属する」とされている。つまり祭祀承継者が遺骨の所有権を有するということであるが、祭祀承継者の確定の要件は、慣習、習俗に従うとするものである。したがって、慣習によって特定の集団が祭祀承継者であるということも可能であり、個人であるとは限定されていない。

特定の集団が祭祀承継者であるとする考えは、最高裁昭和55年2月8日判決（最高裁民事判例集34巻2号138頁）において容れられている。

この判決は沖縄における^{もんちゅう}門中という血族集団を祭祀承継の団体として認め、これを権利能力なき社団と判断しているのである。したがって、慣習（習俗）によっては、集団も祭祀承継者と判断することができるものである。

- (3) アイヌの場合は、慣習的に和人のような家を継ぐ個人（主に長子）が祭祀承継者という理解ではなく、コタンという集団が、集団内の死者を埋葬し、供養（イチャルパと称する）していた。そして集団の構成員による墓参りなどはコタンの決まりにより禁じられていた。このアイヌの慣習からすれば、集団としてのコタンが祭祀承継者である。
- (4) したがって、前記のようにかつての浦幌町内に存在した各コタン構成員の子孫からなる原告は、集団として各コタン（本件でいえば愛牛コタン及び十勝太コタン）の遺骨を含む祭祀を承継しているものであり、承継者として本件遺骨等の返還を求める権限を有している。

第4 損害賠償請求（占有の違法性）

1 被告の自認（発掘と占有についての無承諾）

被告から開示された甲第5号証の「大学等におけるアイヌの人骨の保管状況に関する調査 調査表」によれば、本件請求に係る番号1ないし5及び番号6の各遺骨の氏名は不詳とのことである。遺骨の生前の氏名がわからないという事実は、発掘時において遺骨管理権者、少なくとも当時の和人の民法によっても祭祀承継者である相続人は不明であったことを自認していることになる。したがって、「相続人」の遺骨発掘及び持ち出しについての承諾を得ていない、ということが明らかである。

小金井の日記の記載でも、また渡辺仁の発掘の調査表(甲5)においても、遺骨管理権者である何人かの承諾を得た旨の記載は一切ない。この点からも勝手に発掘して持ち去った遺骨であることが明らかであり、法的にはこのような行為を盗掘行為と評価しているものである。

2 小金井の記述

- (1) さらに小金井は、自らアイヌ遺骨の発掘が盗掘であることを認める多くの記述を残している。

小金井は1935年雑誌『ドルメン』の4巻7号に「アイヌの人類学的調査の思い出—48年前の思い出」という小論を寄稿している。これは前記した北海道へのアイヌ遺骨発掘旅行についての随筆である。ここに以下のような文章が掲載されている（甲11）。

ア 「總て発掘に就ては始めから、アイヌが附近に居る様なところは避けて、成るべく古い無縁の墓地を探し求めるのが最も大切であると考へてゐた（725 ページ）。」

これはアイヌが近くにいると墓地の発掘を悟られ、支障が生じることを小金井が恐れていたことがわかる。

イ 「(ある発掘場所において) ただ氣にかかることは、遙か向ふにアイノ小屋が2, 3軒見えるから、なるべく見附けられないようにといひ合わせた。夕刻までに5體掘り揚げた、ところへたうとうアイノが5、6人やって来た、これは困ったと心配した、(中略) それから急に板を持って来て祭段を拵へ、酒と菓子と花を供へて皆々禮拜して事済となった (726 ページ)」

ここでは、小金井が、事前に発掘の同意を得ていないどころか、勝手に発掘をしているところをアイヌの人たちに目撃された際にも、同意を得ようとすることもなく慰霊をすると偽ってその場をしのいだ様子が記載されている。

ウ 「是所彼所アイノが仕事してゐる、この方を頻りに眺めてゐる、馬背の石油箱は骨だと知りはせぬかなぞ思いつつ小樽歸着 (726 ページ)。」

ここでは、遺骨を石油箱に詰めて運搬している際に、アイヌがじろじろ見ていたことから、遺骨を発掘していることがばれるのではないかと心配している様子が描写されている。

(2) このような小金井の記述からすれば、アイヌ遺骨の発掘と持ち去りは、アイヌに知られることのないように細心の注意を払って行われていた事実を示し、このことはまた小金井のアイヌ遺骨の発掘がアイヌの承諾を得たうえでの「堂々」とした発掘ではないことを明らかにしている。つまり、盗掘なのである。

3 原告の宗教行為への妨害

(1) 違法な占有

本件では盗掘時の違法行為を問題にするものではない。本件では、違法に持ち出された遺骨が依然として被告に保有されていること、つまり違法占有が継続している事実を問題とするものである。

(3) 信教の自由の侵害による無形損害

死者を祀る慰霊行為は、先祖の霊を信じ、これを敬う宗教行為である。アイヌコタンという集団の慰霊行為も、アイヌの死生観、宗教観にしたがって行われるもので、死者への慰霊行為（イチャルパ、地域によってはシヌラッパという）はアイヌの宗教行為である。しかも、アイヌの死生観、宗教観からは、死者が平穏に埋葬され、墓参りなどで死者の平穏が害されることを極度に恐れ、平穏に墓地に埋葬されたまま、コタン内で慰霊行為を行っていた。もし、墓地から遺骨が掘り出されていれば、平穏に埋葬されていた死者への静謐性が失われ、死者の魂が彷徨っていることを意味する。このような状況で神聖な慰霊行為を行えるはずはない。

しかるに、盗掘から始まる違法行為によって遺骨が被告に保有されている事実は、現在においても、死者を平穏に祀るというアイヌの死生観、宗教観に従った慰霊行為を妨害していることを意味している。

つまり、被告は本件請求に係る遺骨を保有している事実行為によって、日々、原告の行うべき宗教行為である慰霊行為を妨害している。そして前記したように原告は慣習、習俗として遺骨の慰霊行為を行う主体である。被告の本件遺骨の占有は、この原告の宗教行為である慰霊行為を日々妨害していることを意味しており、原告が有する憲法 20 条 1 項に規定する信教の自由を侵害する不法行為である。

被告は本件遺骨を違法に占有することによって、原告の宗教行為である慰霊行為を日々妨害している結果、原告の憲法 20 条 1 項によって保障されるべき信教の自由という無形的利益を日々侵害しているのである。

(3) 小括

したがって、原告は、憲法 20 条 1 項に保障されている権利を侵害され、日々無形的損害を受けているのであるから、この損害を填補するために金銭的請求権を有し、この無形的利益を填補するためには金 50 万円が相当である。

なお、東京地裁昭和 43 年 1 月 31 日判決では、権利能力なき社団の無形損害の賠償請求を認容している。同判決は高裁で破棄されているものの、高裁は別の争点に対する判断から破棄したもので、権利能力なき社団の無形損害の賠償請求については言及していない。したがって、集団である原告の無形損害に対する賠償請求は過去の判例においても認められているものである。

第 5 結論

以上から、原告は被告に対して、別紙遺骨目録記載の番号 1 から番号 6 の遺骨及び番号 6 の遺骨の副葬品の返還を求めるとともに、損害賠償請求として金 50 万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払い済みに至るまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものである。

以上

証 拠 方 法

甲第 1 号証 総会議事録

甲第 2 号証	学問の暴力
甲第 3 号証	新学問の暴力
甲第 4 号証	小金井良精日記 明治編 1883-1899
甲第 5 号証	大学等におけるアイヌの人骨の保管状況等に関する調査 調査票
甲第 6 号証	浦幌町史
甲第 7 号証	同上 (地図)
甲第 8 号証	地図
甲第 9 号証	地図
甲第 10 号証	アイヌ民族誌
甲第 11 号証	雑誌『ドルメン』4 巻 7 号

付 属 書 類

1	甲号証写し	各 1 通
2	資格証明書	1 通
3	委任状	1 通

別紙遺骨目録

- 1 発掘場所 十勝国大津ウツナイ（十勝川河口）（現浦幌町ウツナイ）
発掘者 小金井良精
発掘日時 1888年8月17日
性別 成人男性
- 2 発掘場所 十勝国大津ウツナイ（十勝川河口）（現浦幌町ウツナイ）
発掘者 小金井良精
発掘日時 1888年8月17日
性別 成人男性
- 3 発掘場所 十勝国大津ウツナイ（十勝川河口）（現浦幌町ウツナイ）
発掘者 小金井良精
発掘日時 1888年8月17日
性別 成人男性
- 4 発掘場所 十勝国大津ウツナイ（十勝川河口）（現浦幌町ウツナイ）
発掘者 小金井良精
発掘日時 1888年8月17日
性別 成人男性
- 5 発掘場所 十勝国大津ウツナイ（十勝川河口）（現浦幌町ウツナイ）

発掘者 小金井良精

発掘日時 1888年8月17日

性別 成人男性

6 発掘場所 浦幌町十勝太

発掘者 渡辺仁

発掘日時 1965年

性別 不明（成人）

別紙代理人目録

〒079-2205 北海道勇払郡占冠村上トマム

トマム法律事務所（送達場所）

Tel 0167-38-2220・Fax 0167-38-2221

弁護士 市 川 守 弘

〒060-0042 札幌市中央区大通西 8 丁目桂和大通ビル 30 4 階

毛利節法律事務所

弁護士 毛 利 節

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 1 番地 21 ユーネットビル 3 階

のぞみ・ひかり法律事務所

弁護士 難 波 徹 基

〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 11 丁目 327 番地 6

ワズ南一条ビル 6 階 こぼと法律事務所

弁護士 木 場 知 則

〒001-0040 札幌市北区北 40 条西 5 丁目 5-20 石橋ビル 2 階

札幌北部法律事務所

弁護士 今 橋 直

〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 9 丁目 1 番地 15 井門札幌 S 109 ビル 5 階
きたあかり法律事務所

弁護士 皆 川 洋 美

〒085-0017 北海道釧路市幸町 6-1-2 AKビル

弁護士法人 荒井・久保田法律事務所

弁護士 荒 井 剛

〒085-0835 北海道釧路市浦見 3-4-14

同所
今法律事務所
弁護士 今 重 一

同所
今法律事務所
弁護士 今 瞭 美

同所
今法律事務所
弁護士 岡 澤 史 人

〒086-1002 北海道中標津町東2条南10-4-3K プラザI-1-A
今法律事務所
弁護士 吉 田 翔 太

同所
なかしべつ法律事務所
弁護士 伊 藤 啓 太

〒080-0803 北海道帯広市東3条南14-8
なかしべつ法律事務所
弁護士 猪 原 健 弘

同所
弁護士法人 斉藤道俊法律事務所
弁護士 斉 藤 道 俊

弁護士法人 斉藤道俊法律事務所
弁護士 長 谷 川 亮

同所

弁護士法人 斉藤道俊法律事務所

弁護士 山 口 耕 司

〒085-0015 北海道釧路市北大通 6-1-7 高橋ビル 3 階

たかはた法律事務所

弁護士 高 畑 哲 也